

平戸市農業委員会第9回総会議事録

■開催日時：令和元年12月26日（木）15時30分～17時

■開催場所：平戸市役所田平支所田平活性化施設会議室

■農業委員：19人中17人出席 欠席委員：10.11番

■推進委員：18人中14人出席 欠席委員：5.16.17.18番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■関係課 村瀬農林課主任主事

■書記の職氏名 職氏名：楠富事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第50号 非農地通知申出について

議案第51号 第9回農用地利用集積計画(案)について

議案第52号 第9回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第15号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度平戸市農業委員会第9回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>皆さん、こんにちは。本日は令和元年度平戸市農業委員会第9回総会に年末のお忙しいところご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今年も、残すところ数日となりました。皆さん方には農業委員、農地利用最適化推進委員として一年間頑張っていたことに対しまして大変ありがたく思っており感謝申し上げます。</p> <p>今年の農業に関する出来事を顧みますと、なんといっても台風16.19号での農地及び農業施設設備の被害など自然災害の多い年ではなかったかと思えます。いまだに災害の後遺症が残っている他の自治体においては、一日も早い復興をお祈り申し上げます。</p> <p>さて本日の議題は、議案6件・報告2件であります。また総会終了後の「意見書案」に関する協議もごさいます。1月に予定している市長への意見書提出につきましても、農業委員会法に規定している重要な取り組みでありますので、その修正協議につきましても、併せて、慎重審議、闊達なご意見をいただきますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、欠席のご連絡をいただいた農業委員は、10.11番委員、次に推進委員、5.16.17.18番委員 合計6名の委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長にお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは、日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>

会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に 12 番、13 番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第 3 を終わります。</p>
会長	<p><b>■日程第 4 会務報告</b></p> <p>次に日程第 4、12 月の会務報告、及び 1 月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは 12 月の主な会務報告をいたします。(12 月会務報告を報告)</p> <p>次に 1 月の行事予定を申し上げます。(1 月会務予定を報告)</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>会務報告が終了しましたので、ここで、次回、1 月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を 1 月 27 日(月曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、市役所 3 階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を 1 月 27 日(月曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、市役所 3 階会議室において行うことといたします。</p>
事務局	<p><b>■日程第 5 議事</b></p> <p>《議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局からの提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2 - 1 ページをお願いします。整理番号 1 番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑で、390 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 538 m<sup>2</sup>、自作、譲受人の現在の耕作面積、7,504 m<sup>2</sup>、所有権移転した後の面積 8,042 m<sup>2</sup>になり、下限面積 50 a をクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑で、1,682 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 3,863 m<sup>2</sup>、自作、譲受人の現在の耕作面積、0 m<sup>2</sup>、所有権移転した後の面積 3,863 m<sup>2</sup>になり、下限面積 30 a をクリアしています。事由としては、新たに耕作を始めるため、所有権移転を売買で行ないます。なお、申請時に譲受人から</p>

事務局	<p>は、佐世保市内からではあるが、野菜等の作付けを行ない、自家消費、また、農地の周囲の人にも配布し、農地が荒れないように頑張りたいとの申出がっております。</p> <p>つづきまして、整理番号3番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑で、413 m<sup>2</sup>、外2筆、計1,328.64 m<sup>2</sup>、自作、譲受人の現在の耕作面積、0 m<sup>2</sup>、所有権移転した後の面積1,328.64 m<sup>2</sup>になります。事由としては、空き家に付属した農地を取得し、耕作を始めるため、所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号4番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は田で、1,179 m<sup>2</sup>、外2筆、計1,618 m<sup>2</sup>、自作、譲受人の現在の耕作面積、13,745 m<sup>2</sup>、所有権移転した後の面積15,363 m<sup>2</sup>になり、下限面積はクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号5番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑で、2,140 m<sup>2</sup>、外1筆、計2,720 m<sup>2</sup>、自作、譲受人の現在の耕作面積、0 m<sup>2</sup>、所有権移転した後の面積2,720 m<sup>2</sup>になります。事由としては、空き家に付属した農地を取得し、耕作を始めるため、所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願ひします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので終結します。「議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、「議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請」は原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請」について事務局の提案説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書 3 - 1 ページをお願いします。</p> <p>訂正をお願いします。整理番号 2 番について、農地種別を第 2 種としておりますが、農振農用地と修正をお願いします。</p> <p>それでは説明に戻ります。整理番号 1 番、申請人については、記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は田で、409 m<sup>2</sup>、用途としては、一般住宅用地、農地種別は第 2 種、事由としては、住宅建設のため。この案件は、昭和 33 年頃に住宅を建設し、その後、増改築を行ないながら現在も利用しております。</p> <p>既に 20 年以上が経過しており、簡易手続相当の違反案件ということで長崎県農地転用事務指針第 4 の 1 の (3) に該当し、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引続き非農地である土地」に該当することから、備考欄に記載しておりますが、県の追認許可が出ております。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番、申請人については、記載のとおりです。申請農地地目は畑で、1,696 m<sup>2</sup>、用途としては、農業用施設用地、農地種別は農振農用地、事由としましては、申請地に農業用施設、倉庫を建設するため。なお、10 月の総会により農業振興地域整備計画の変更が行なわれており、農用地区域の用途区分を農地から農業用施設用地に変更を行なっております。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
12 番委員	<p>議案 48 号 整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年 12 月 17 日午後 4 時 30 分頃から大島地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、現在、数ヶ月前までは耕作してありますが、申請人は現在、申請地のそばで、肉用牛経営を行なっており、畜産用の農業機械を収納する倉庫の建築を検討しているとのことであり、雨水については、自然流下とし汚水等の発生はしないとのことでした。</p> <p>また、申請地周辺は山林に囲まれており、農地も存在せず、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>

	(質疑なし)
会長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 48 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
会員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 48 号を原案のとおり決定いたします。
	<p>《議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4 - 1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番、譲渡人、譲受人については、記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑で、336 m<sup>2</sup>、用途としては、駐車場用地、農地種別は第 2 種、事由としては、駐車場建設のため、契約については所有権を贈与で行ないます。以上で説明を終わります。</p>
会長	次に関係委員の補足説明をお願いします。
15 番委員	<p>議案 49 号の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年 12 月 16 日午後 4 時 15 分頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、耕作されておらず、雑草が生い茂っている状態でした。</p> <p>申請人は、申請地のそばに居住しており、個人事業を行なっていますが、現在の駐車場は狭く来客者の駐車場が確保できないこと。また、夜間においては、家族の車両も駐車できないことから、駐車スペースを探しているとのことでした。</p> <p>雨水については、自然流下とし汚水等は発生しないとのことでした。また、申請地に隣接する農地への進入路が狭いため、駐車場内を通り抜け農地に入れるように整地することであり、日照、通風等により周辺農地に影響を及ぼさないと見受けられますので、問題はないかと思われまます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
会長	事務局の提案説明及び委員の補足説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。
	(質疑なし)

会長	<p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 49 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 49 号を原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>《議案第 50 号 非農地通知申出について》 次に、議案第 50 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
	<p>議案書 5-1 ページをお願いします。 整理番号 1 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は田で、807 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 2,438 m<sup>2</sup>、現況としましては、山林原野化している状態でした。 整理番号 2 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、76 m<sup>2</sup>、外 3 筆、計 660 m<sup>2</sup>、現況としましては、山林原野化している状態でした。 整理番号 3 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地田で、94 m<sup>2</sup>、現況としましては、原野化している状態でした。 整理番号 4 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は田で、56 m<sup>2</sup>、現況としましては、原野化している状態でした。 整理番号 5 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、1,005 m<sup>2</sup>、現況としましては、山林原野化している状態でした。（詳細は委員の補足説明時にスライドを参照させた）</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>議案 50 号 整理番号 1 番の補足説明を行ないます。 さる 12 月 17 日午後 12 時 30 分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。 申請地は道路から入り込んだ所に農地はありましたが、農業用機械が進入できるような道の確認もできないような状態で、従前より耕作されておらず、写真のとおり雑木などが茂り、耕作できる状態ではありませんでした。以上で補足説明を終わります。</p>
16 番委員	<p>議案 50 号 整理番号 2 番の補足説明を行ないます。 さる 12 月 16 日午前 9 時 30 分頃から、南部地区農業委員、推進委</p>

16番委員	<p>員、申請人、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>677番第1は道路横ではありましたが、従前より耕作されておらず山林原野化している状態でした。また、707番3については、道路下の法面であり、耕作できるような場所ではありませんでした。</p> <p>他の2筆については、雑木が茂り耕作できるような状態ではありませんでした。以上で補足説明を終わります。</p>
12番委員	<p>議案50号 整理番号3番から6番の補足説明を行ないます。</p> <p>さる12月16日午後3時30分頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>まず、整理番号3番ですが、申請地は道路傍ではありますが、農地は道路より1.5mから3m程度の高低差があり、進入路もありませんでした。また、過去に行なわれた土地改良に伴う事業に起因した残地と思われ、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>次に、整理番号4番ですが、申請地は道路傍ではありますが、農地は道路より1.5m程度低い位置にあり、県道拡幅工事により買収された農地の残地でありました。また、農地を囲むようにフェンスが張られており、進入路もなく耕作できる状態ではありませんでした。</p> <p>次に、整理番号5番になりますが、申請地は、宅地の裏手にありましたが、農作業機械が通れるような道路はなく、人が通れる程度の細い道でした。また、写真で見ていただいたとおり、雑木が生い茂り耕作できるような状態ではありませんでした。以上で補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>
4番委員	<p>整理番号3番の非農地通知申出の農地ですが、この区画農地は基盤整備の残地の一角と記憶しているが、全部で何筆あるのですか。</p>
事務局	<p>正確ではありませんが約20筆だったと記憶しています。</p>
4番委員	<p>個々の基盤整備の田は1枚2反程度の面積ですが、基盤整備で整理した田個々の端数をここに持ってきている。筆一つ一つが2、30㎡だったと思うが、このやり方は行政のミスだと思う。このような残地処分方法はあり得ない。</p> <p>非農地申出について異論はありませんが、今後における他の農地の有効活用を図るためにも、農業委員会として当該農地の整理を要望すべきだと思いたしますがいかがですか。</p>

会長	委員の意見はもっともです。非常に利用しづらい農地になっていますね。まずは委員が言われた経緯、このような残地処理がどのような経緯をもってなされたのか調査したうえで、市に対して要望要請することにしましょう。4番委員それでよいですか。
4番委員	わかりました。
会長	<p>その他にありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第50号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第50号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第51号 第9回農用地利用集積計画(案)について》</p> <p>次に、議案第51号 第9回農用地利用集積計画(案)について、整理番号1、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>申し訳ありませんが、議案書の訂正をお願いいたします。訂正につきましては、6-2 ページ以降につきましては、本来、1月総会にかけべき議案を誤って今回提案したものであります。このことから6-2 ページ以降全部を削除していただきますようお願いいたします。</p> <p>誤った議案となった経緯につきましては、中間管理事業担当者からのメールに「1月分」と記述していたものに気づかなかったこと等によって、このような議案提出となりました。大変申し訳ありませんでした。以後、このような間違いを起こさないよう細心の注意を払っていきますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	委員の皆さん修正方お願いします。今後は、議案書誤りには十分チェックするよう留意していただきたい。
事務局	<p>大変申し訳ありませんでした。以後、このような間違いを起こさないよう細心の注意を払っていきます。</p> <p>それでは、議案説明に移ります。議案書6-1 ページをお願いします。6-1 ページ上段。利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による</p>

事務局	<p>賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 950 m<sup>2</sup>ほか 1 筆 合計 2,730 m<sup>2</sup>設定する利用権については、記載のとおりです。計、新規 1 件 2 筆 2,730 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>続きまして 6-1 ページ下段。利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による使用貸借権になります。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 2,810 m<sup>2</sup>、合計 2,810 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。計、新規 1 件 1 筆、合計 2,810 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>整理番号 1、2 番までについては以上のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第 51 号整理番号 1、2 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 51 号整理番号 1、2 番を原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、同議案の「6 の 1 ページの整理番号 3 番」を議題とします。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、1 番農業委員の退席を求めます。</p> <p>(1 番農業委員の退席)</p> <p>それでは、同議案の「整理番号 3 番」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは整理番号 3 番について説明いたします。6-1 ページ下段となります。利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による使用貸借権になります。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 1494 m<sup>2</sup>、設定する利用権に</p>

事務局	<p>については、記載のとおりです。</p> <p>計、新規 1 件、1 筆 1494 m<sup>2</sup>となります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 同議案「整理番号 3 番」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、同議案、「整理番号 3 番」について、原案のとおり決定いたします。それでは、1 番委員の入場を求めます。 (1 番委員の入場)</p> <p>《議案第 52 号 第 9 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》 次に、議案第 52 号 第 9 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 7-1 ページをお願いします。設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる貸借権になります。</p> <p>整理番号 1 番、貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「畑」、面積 1397 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、合計 3,180 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。合計、新規 1 件 2 筆、面積 3,180 m<sup>2</sup>となります。配分計画の説明は以上になります、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 52 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 52 号を原案のとおり決定いたします。</p>

会長	<p>《 報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について 》 次に、「報告 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届」 について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8 - 1 ページをお願いします。整理番号 1 番、届出人について は、記載のとおりです。</p> <p>届出農地地目は畑で、585 m<sup>2</sup>のうち 9 m<sup>2</sup>、用途としては、無線基地 局、農地種別は第 2 種、事由としては、携帯電話基地局建設のため。 契約については賃借権で行ないます。</p> <p>この案件は、農地転用不要案件になります、8 ページに農地法施行 規則第 53 条の一部を掲載していますが、認定電気通信事業者が、有 線電気通信のため線路、空中線系や中継施設を建設する場合、農地転 用許可は不要のため許可不要案件として届出を提出して頂いた案件 になります。以上、報告します。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑 を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第 15 号を終わります。</p>
事務局	<p>《 報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について 》 次に、「報告 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約」 について事務局の報告説明を求めます。</p> <p>議案書 9-1 ページをお願いします。整理番号 1 番。貸人、借人は、 記載のとおりです。</p> <p>貸借農地地目は「田」、7 筆、面積 10,201 m<sup>2</sup>、地目畑 2 筆、1091 m<sup>2</sup>、 合計 10,446 m<sup>2</sup>、契約内容については、備考欄のとおりです。なお、解 約理由につきましては耕作農地の見直しにかかる整理のための解約 となります。</p> <p>整理番号 2 番から 5 番についてはご一読ください。解約理由につい ては、いずれも耕作農地の見直しにかかる整理のための解約となりま す。第 16 号の報告は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑 を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第 16 号を終わります。</p>

■日程第6 閉会

会長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。以上をもちまして、平戸市農業委員会第9回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。

閉会時刻：17時

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人

12番委員 \_\_\_\_\_ 印

13番委員 \_\_\_\_\_ 印

■農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
平戸北部	19	丸 田 保
	2	岡 村 勝 彦
	17	福 田 延 之
	3	阿 部 榮
	10	柘 屋 可 恵
平戸中部	5	本 山 勝 茂
	18	永 田 守
	9	前 川 一 夫
平戸南部	16	大 山 光 敏
	11	青 崎 日 出 男
	13	山 下 忠 平
生月地区	7	谷 本 雅 嗣
	8	川 村 政 幸
	1	蜜 山 隆 満
田平地区	6	松 本 一 郎
	4	小 川 隆 友
	12	大 山 荒 助
大島地区	15	藤 沢 和 正
	14	松 山 浩 幸

■最適化推進委員名簿

地区	番号	氏 名
平戸北部	1	赤 木 重 夫
	2	前 原 正 行
	3	山 口 隆 徳
	4	川 口 政 基
平戸中部	5	松 尾 正 幸
	6	濱 崎 保 久
	7	永 田 順 三
平戸南部	8	川 口 達 次
	9	野 元 義 和
	10	宮 田 克 幸
生月地区	11	松 本 浩
	12	吉 村 和 好
	13	富 岡 敏
田平地区	14	中 村 正 利
	15	村 尾 昌 彦
	16	森 健 雄
大島地区	17	山 村 茂 巳
	18	末 吉 清 彦